

御岳県立公園計画の変更について

自然保護課

1 背景

御岳県立公園は、県南西部に位置し、御嶽山をはじめ、活火山としての地形、コマクサ群落等の高山植物、山頂部からの眺望、木曾ヒノキの原生林などが楽しめ、優れた自然の風景地であることから、昭和 27 年 3 月 3 日に県立自然公園として指定した。

県立自然公園の運営指針となる公園計画は、昭和 41 年の変更を最後に、約 50 年見直しがなされず、取り巻く環境に変化が生じていることから、地域の実情に合わせ、変更を行う必要がある。

☆ 長野県立自然公園条例（抜粋）

（公園計画の廃止及び変更）

第 6 条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

2 御岳県立公園計画の変更項目

地元関係者からの意見を反映

| 変更項目 | 概要 |
|------------|---|
| 地籍などの修正 | 地籍や名称、市町村名などを現状と合致。 |
| 基本方針の追加 | 地域の概要、特別地域、規制計画や施設計画の考え方等を追記。 |
| 施設計画の更新・追加 | 施設、車道などの利用施設計画を現状及び今後の予定にあわせて見直し。 シェルターなどの防災上必要な施設を避難小屋として計画に位置付け。 御嶽山ビジターセンター（田の原）を博物展示施設として計画に位置付け。 |

（「国立公園の公園計画作成要領」（平成 25 年改訂）に準じて変更を行った。）

3 第 2 回環境審議会以降の経緯

(1) 第 5 回御岳県立公園保護利用協議会の開催（令和元年 12 月 24 日）

県が整備方針を表明した御嶽山ビジターセンターを公園計画に追加することを了承

※御岳県立公園保護利用協議会：地域の意向を反映した公園管理体制を構築するため、地域関係者が中心となって総括的に意見交換・協議をする場

(2) パブリックコメントの実施

実施期間：令和 2 年 1 月 20 日（月）から令和 2 年 2 月 19 日（木）まで

提出された意見：なし

御岳県立公園計画（案）の概要

1 指定経緯

御岳県立公園は、御嶽山を中心とした山麓部一帯を公園区域として、昭和 27 年 3 月に指定した。その後、利用施設計画の一部変更などにより、昭和 41 年 4 月までに、計 7 回の見直しを実施した。

当初指定：昭和 27 年 3 月 3 日（第 7 回変更：昭和 41 年 4 月 18 日）

2 公園区域

| 町村名 | 面積 (ha) | 備考 |
|-----|---------|---|
| 木曾町 | 7,014 | 公園区域に変更なし。 地理情報システム (GIS) による精度向上のため面積を修正。 |
| 王滝村 | 11,750 | |
| 合計 | 18,764 | |

3 基本方針（新規に項目を追加）

公園の自然的、社会的状況及びテーマについて記載した上で、保護を図る必要がある特別地域とその周辺の緩衝地域となる普通地域について、それぞれ指定の基本的考え方を明記。

※ 第 1 種～第 3 種特別地域及び普通地域の区域は、現行と変更なし

【主な記載内容】

○自然的状況

- ・御嶽山は 5 つの峰や日本最高所の火口湖を有し、高山植物等があること
- ・油木美林と呼ばれる木曾ヒノキの天然林があること

○社会的状況

- ・御嶽山東部の麓には、キャンプ場やスキー場等があり四季を通じて利用されていること
- ・古くから信仰の地として多くの霊場があること

○公園のテーマ

「古(いにしえ)より魂の還る信仰の山 御嶽山の恵みを受けて多彩な景観がもたらされる地域」

○第 1 種特別地域（御嶽山頂付近）

公園の核心部であり、良好な風致を極力維持する

○第 2 種特別地域（第 1 種特別地域を取り巻く標高 2,000m 付近以上の範囲）

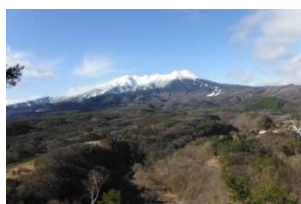
高山低木群落等があり、良好な風致の維持を図る必要性が高い

○第 3 種特別地域（おんたけ 2240 スキー場、開田高原一帯）

スキー場等として利用されており、山岳信仰の場も多く分布。良好な風致の維持を図る。

○普通地域（御嶽山麓地域）

特別地域周辺部であり、緩衝地域として風景の保護を図る



御嶽山



コマクサ



王滝口の大鳥居（田の原）



田の原天然公園

4 保護規制計画

第1種特別地域～第3種特別地域（各種行為に許可を要する）と普通地域（各種行為に届出を要する）に区分された区域の林班、地区の概要及び面積を明記。

5 事業計画（利用施設計画）

（1）集団施設地区（変更なし）

自然探究や保健休養を主体とした、集団施設を要する地区として計画している。御岳県立公園では、下記の2地区を有する。

①開田高原集団施設地区（木曽町）/②黒石原集団施設地区（王滝村）

（2）単独施設

- ・新たに次の施設を追加
- ・それぞれの施設について整備方針を明記

| 種類 | 位置 | 整備方針 | 備考 |
|--------|---------------------|---------------------------------------|--------------|
| 博物展示施設 | 木曽郡王滝村 （田の原） | 公園利用者・登山者への情報提供・学習拠点施設として整備する。 | 整備予定施設を追加 |
| 避難小屋 | 木曽郡王滝村 （八合目・九合目） | 王滝口から御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難施設として整備する。 | 既存施設を計画に位置づけ |
| 避難小屋 | 木曽郡王滝村 （八丁ダルミ） | 御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難壕として整備する。 | 整備予定施設を追加 |
| スキー場 | 木曽郡木曽町 （開田高原西野） | 開田高原におけるスキー場として整備する。 | 既存施設を計画に位置付け |

（3）道路及び運輸施設

- ・既存の施設で現行の公園計画に記載のない車道（10路線）、運輸施設（1路線）を追加
- ・現行の公園計画に記載されている車道で今後整備予定のない区間を削除
- ・それぞれの施設について整備方針を明記

ア 車道（抜粋）

| 路線名 | 区間 | 整備方針 | 備考 |
|------------|--|------------------------|--------------|
| 町道 屋敷野線 | 起点－木曽郡木曽町 （三岳屋敷野・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （三岳千本松・車道合流点） | 屋敷野から山腹までの連絡道路として整備する。 | 既存車道を計画に位置付け |

イ 運輸施設（新規に項目を追加）

| 路線名 | 種類 | 区間 | 整備方針 | 備考 |
|--------------|------------|---|----------------------------------|--------------|
| 鹿ノ瀬飯森 高原線 | 索道 運送施設 | 起点－木曽郡木曽町 （三岳鹿ノ瀬） 終点－木曽郡木曽町 （三岳飯森高原） | 黒沢口五合目から七合目に至る索道（ロープウェイ）として整備する。 | 既存施設を計画に位置づけ |